

世代間格差についての一考

厚生労働委員会 専門員

まつだ しげのり
松田 茂敬

社会保障と税の一体改革関連法は成立したが、安定した社会保障制度の構築はまだこれからの課題である。とりわけ近年は、少子高齢化が進行し、若者の非正規雇用が増加する中で、社会保障給付が高齢者に偏り、世代間での不公平が増しているという不満が高まってきている。

年金制度における世代間格差の問題は、仕送りなどの私的な扶養を年金制度が代替していることや、高齢者世代から次世代に、社会的インフラ、教育など様々なものが受け継がれていることから、金銭的な不公平に関する議論自体を否定する論調もある。しかし、若者に過度の負担を強いる不合理な点があれば、適宜見直すことが必要であろう。

例えば、年金給付額の物価スライド凍結措置の是正は進んでおらず、また、毎年給付額を引き下げるマクロ経済スライドもデフレのために据え置かれたままになっている。これらは年金財政の安定を図る観点からも、早急に取り組むべき課題である。

また、世代間格差是正のため、現在の賦課方式の年金制度を見直し、積立方式に移行すべきであるという議論も存在している。そのための財源として、相続税の課税強化という提案もある。ただし、相続税の課税強化策は、相続人すなわち次世代における世代内の格差是正という点からは重要であるが、世代間の格差是正という目的からは、年金による受益と税の負担についての個人差が大きいことや、60歳代で年金を受給し始める人たちの多くが80歳を過ぎてから死亡するという状況から見て、公平性や実効性についての更なる検討が必要であろう。

税制面では、公的年金等控除の見直しも課題となろう。また、現行制度では遺族年金が一律非課税となっており、遺族厚生年金と老齢基礎年金を受給する未亡人には、所得税や住民税がほとんど課税されない。これは、単身や共働きだった女性で老齢厚生年金等を受給する人とのバランスからも、いささか疑問がある。住民税非課税ランクになると、介護保険料や医療機関の自己負担限度額なども低額に抑えられ、その分は、結果的に若い世代や他の高齢者の負担増につながっている。そのほか、富裕な高齢者の金融資産については、利子所得の源泉分離課税による税制上のメリットがある上に、その収入が、他の社会保障負担に反映されていない実態も忘れてはならない。これらの問題も、マイナンバー制度の導入・活用等により、解決を図っていくべき課題であろう。

高齢者世代は、若い世代より世代内での格差が大きいと、本当に低所得・低資産である人に対して負担を増やすことには慎重であるべきだが、社会保障と税の一体改革というからは、今後も増大が避けられない社会保障財源の負担について、世代間の公平性という観点も含めて、幅広く制度の検討を進めていくことが求められる。